

## 福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金運営委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金条例施行規則第3条第4項の規定に基づき、福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織及び委員)

第2条 運営委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 宗像地域、糟屋地域、筑紫地域、糸島地域の各地域における企画担当課長及び水道担当課長の代表者
  - (2) 福岡地区水道企業団総務課長
  - (3) 福岡市水道局流域連携課長
  - (4) 福岡都市圏総合水対策研究会会長
  - (5) 福岡都市圏広域行政推進協議会事務局次長
- 2 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第3条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 3 運営委員会に副委員長1人を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第5条 運営委員会の庶務は、福岡都市圏広域行政事業組合において行う。

### (規定外の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福岡都市圏広域行政事業組合管理者が定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月9日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。